

古典のテキストについて : 文学研究におけるテキスト論

著者	廣岡 義隆
雑誌名	三重大学日本語学文学
巻	17
ページ	13-21
発行年	2006-06-24
URL	http://hdl.handle.net/10076/6639

古典のテキストについて

— 文学研究におけるテキスト論 —

廣岡 義隆

○キーワード 萬葉集、風土記、土左日記、原文表示、文字表記史

一、はじめに—全集本及び新編全集本について

古典を読むということについて、そのテキスト論（文献論）の立場から考えたい。本件は、マス・メディアを媒介としない時代に成立した、比較的古い時代の「古典」についての言及であることを最初にお断りしておく。

日本古典文学全集（以下、「全集本」と略称）という叢書は、上段に注、中段に原文、下段に現代語訳がある。現代語訳が付いていることはとても便宜がよくて愛用されている。この全集本は、昭和四五年（一九七〇年）十一月から刊行が開始し、昭和五一年（一九七六年）三月に完結した全五一冊からなるものである。同じ出版社から新編日本古典文学全集（以下、「新編全集本」と略称）も出た。同様に上段に注、中段に原文、下段に現代語訳があり、

やはり愛用されている。この新編全集本は、平成六年（一九九四年）二月から刊行が開始し平成一四年（二〇〇二年）一〇月に完結した全八八冊からなる叢書である。

この全集本及び新編全集本は、一般市民向けの本であるということに留意して使用する必要がある。研究者向けのテキストではないのである。即ちその「原文」は、当用漢字及び常用漢字が使用されている。「原文」を標榜しながらも、原文そのままにはなっていない。

二、『萬葉集』の四二番歌を例に

『萬葉集』巻第一の四二番歌で例示しよう。以下、「大系本」と記すのは日本古典文学大系『萬葉集』（注¹）、「新大系本」と記すのは新日本古典文学大系『萬葉集』（注²）を意味する。また「鶴萬葉」は鶴久氏・森山隆氏『萬葉集』補訂版（注³）を、

「埇萬葉」は埇書房版『萬葉集 本文篇』補訂版(注4)をさす。

①潮さゐに 伊良虞の島辺 漕ぐ舟に 妹乗るらむか 荒
き島廻を(全集本中段)

②潮さゐに 伊良虞の島辺 漕ぐ船に 妹乗るらむか 荒
き島廻を(新編全集本中段)

③潮騒に伊良虞の島邊漕ぐ船に妹乗るらむか荒き島廻を
(大系本左頁)

④潮騒に伊良虞の島邊漕ぐ船に妹乗るらむか荒き島廻を
(新大系本)

⑤潮左為二 五十等児乃嶋辺 榜船荷 妹乗良六鹿 荒嶋
廻乎(全集本・新編全集本下段)

⑥潮左為二 五十等児乃嶋邊 榜船荷 妹乗良六鹿 荒嶋
廻乎(大系本右頁)

⑦潮左為二 五十等児乃嶋辺 榜船荷 妹乗良六鹿 荒嶋
廻乎(新大系本)

⑧潮左為二 五十等児乃嶋邊 榜船荷 妹乗良六鹿 荒嶋
廻乎(鶴萬葉・埇萬葉)

①・②・③・④は所謂「訳文」であり、原文ではないから、無視してよいのではあるが、一般にはこれが原文として扱われることがあり、影響は小さくない。最近の『萬葉集』関係の論集等で「原則として新編全集本の萬葉歌に依ること」などと指定され、それがこの訳文を意味していたりすることがある。

①と②とは同一ではない。第三句に「舟」「船」の違いがある。

③は大系本であり漢字の正字で記そうという方針に基づいた本文となっている。

四二番歌を「訳文」で示すのであれば、

⑦ 潮さゐにいらこの嶋邊榜ぐ船に妹乗るらむか荒き嶋廻を
とでも表示するべきところであろう。即ち、萬葉原歌に本字正訓字で示されている箇所はそのままに当時の漢字に近い形で示し、借訓で示されている箇所は平仮名で示すと共に、送り仮名を補ったのが⑦の「訳文」である。当時の表記のままに徹底しようとするれば送り仮名は送らないのが原姿となる。即ち、「榜ぐ」「乗る」「荒き」はそれぞれ「榜」「乗」「荒」で表記されている。「榜」「乗」「荒」で当時はコグ・ノル・アラキと読んでいたのである。

① 潮さゐにいらこの嶋邊榜船に妹乗らむか荒嶋廻を
しかし、これでは何と読むのかわかりづらいものとなるので、今、⑦のように語尾を補って示した。

因みに次の萬葉歌を「訳文」で示すと以下のようになる。
比等能字々流田者字恵麻佐受伊麻佐良尔久尔和可礼之豆安
礼波伊可尔勢武(15・三七四六——例歌掲出はランダム採用)

ひとつのうゝる田はうゑまさずいまさらにくにわかれてあ
れはいかにせむ

本字正訓字で示された箇所は「田」一字のみであり、その漢字を残して他は平仮名で表記した。こうした『萬葉集』の仮名表記主体歌巻の歌々の文字表記は、他ならない『古今和歌集』

以下の仮名文学における表記と繋がることになり、文字表記史において一続きのものであることが確認出来ることになる。これは、留意してよいことである。

さて、論議を元に戻すと、原文表示は⑤・⑥・⑦・⑧になる。

⑤ 潮左為二 五十等児乃嶋辺 榜船荷 妹乘良六鹿 荒嶋

廻乎(全集本・新編全集本下段)

⑥ 潮左為二 五十等児乃嶋邊 榜船荷 妹乘良六鹿 荒嶋

廻乎(大系本右頁)

⑦ 潮左為二 五十等児乃嶋辺 榜船荷 妹乘良六鹿 荒嶋

廻乎(新大系本)

⑧ 潮左為二 五十等児乃嶋邊 榜船荷 妹乘良六鹿 荒嶋

廻乎(鶴萬葉・埴萬葉)

一見同じ原文のようではあるが、⑤と⑦が同一であるのを除いて、他は異なっている。第一句の「為・爲」、第二句の「児・兒」「辺・邊」、第四句の「乘・乗」、第五句の「廻・廻」において違いがある。それぞれ、常用漢字(当用漢字)、と旧字体(正字体)という違いとなる。この中で、⑥の大系本は正字体(旧字体)表記を貫いているテキストである。ところが、この箇所をそれぞれの本の底本となつている西本願寺本『萬葉集』で見ると、次のようになつている。

潮左為二五十等児乃嶋邊榜船荷妹乘良六鹿
 廻乎(新大系本)

正字表記を墨守しているというのではなく、「為」「乗」などは簡略な字形で表示されている。「左」「邊」「廻」などは異体字で書かれてあり、活字で示す場合は一番近い漢字字形で示すのが良い。となると、⑧が一番近いことになる。しかしながら、「船」の字形に関しては、JIS漢字コード表の第二基準の中に「舩」があり、容易に「舩」字で示すことが出来るので、「舩」字の方がよい。

往古の用字は、大きく次の三通りに分けられると言つてよい。

A 舩・國・嶋・廣・寶など

B 來・來、為・爲、乘・乘など

C 尔など

Aは、舩・國・島・広・宝などの常用漢字形では表記せず、往古は舩・國・嶋・廣・寶の字形が専ら使用されるというものである。ただし、「嶋」字はその「山」が「鳥」の下に来たり、「鳥」の上に置かれるケースはあるが、「島」での使用は見られない(注5)。「寶」字の場合、俗用の「寶」が専ら使用され、その本字の「寶」が使用されている例を見ることはない。「舩」の字も異体字とされる「舩」が専ら使用され、「船」の例は見ない。ただし「舟」は別字であり、使用されている。

Bは、その双方が使用される事例であり、その使用はランダムと言つてよい。

Cは簡略な字形を常用とはするものの、本字今の文字の場合、画数の多い「爾」もその使用が見られるというケースである。よ

い事例が見出されず、今仮に「尔」字の事例を出した。この文字の場合、画数の多い「爾」の使用も見られるが、圧倒的に多いのは簡略な「尔」の事例と言つてよく、「尔」が常用字となっている。それは「尔」を字形構成要素(字形素)として持つ「迹」字においても同様である。活字形で示すと「尔」になるが、その実際は「尔」の字形となる。ただし、「迹」字の場合にはその多くも「迹」の字形となっている。

以上、「舩」字に関わつて言及したが、右の次第により『萬葉集』巻第一の四二番歌を活字体で示すと、

⑨ 潮左為二十五等兒乃嶋邊榜舩荷妹乘良六鹿荒嶋廻乎

(1・四二)

ということになる。当時は手書きの文字であり、そのために種々の変容形が出てくることになるが、それを帰納抽象化した表記が⑨の姿ということになり、そうした最大公約的な抽象化という意味で活字体(明朝体)は意義を有していると言えよう。

三、東野治之氏の指摘

「一」で全集本と新編全集本のことを掲げたが、全集本『萬葉集』(注6)と新編全集本『萬葉集』(注7)において、その校注者は同一ではない。

全集本……………小島憲之氏、木下正俊氏、佐竹昭広氏
新編全集本……………小島憲之氏、木下正俊氏、東野治之氏

全集本から新編全集本にかけて、佐竹昭広氏から東野治之氏へと交替している。新しく校注者として加わった東野治之氏は、史学における文献の扱いから、本文表示がおかしいと指摘している。

即ち、

泊瀬朝倉宮御宇天皇代

〔萬葉集〕巻第一冒頭の標目、新編全集本下段原文)

泊瀬朝倉宮に天の下治めたまひし天皇の代

(同右、新編全集本中段訳文)

などという事例について(挙例は廣岡による)、東野治之氏は、八世紀初頭に始まる「御宇」の使用は、中国的な君主観の確立と密接に関連していると考えられ、勅撰の可能性も示唆されている巻一、二の「御宇」は、独自の史料価値をもつものといえる。これを「天の下知らしめす」とか「天の下治めたまひし」と読み下すことは、読み下し文の利用者に、そのような問題を見落させる結果ともなりかねないであろう。総じて題詞や左注の文は、たとえ読み下し文であっても、訓をルビで示すなどして原文に忠実であるべきものと思う。「地名についても、同様な注意が払われてよいであらう。」

と指摘する(注8)。これはもつともな指摘である。同時に、この「御宇」という事例のみではなく、用字という面から、例えば『萬葉集』巻第一の七番歌では、

秋

金

刈り

荊

宿れり

屋杼礼里

宇治

兔道

みやこ

宮子

飯廬

借五百

思ほゆ

所念

という対応が指摘出来よう。五行思想に基づいた原文「金」、地名表記「兔道」、当時一般的な倭用法としての「借」など、その相違は小さくなく、「訳文」ではそうしたことが捨象されている。文芸上の論を展開するものだけでなく、用字用法に言及する論においてすら、対象外の歌句表現についてはこうした「訳文」表記で引用しているのを見ると、如何に対象外の箇所とは言え、唾然としてしまう私である。

東野治之氏が「地名についても、同様な注意が払われてよいであろう。」と加筆したのはもつともなことであり、例えば「開木代来背社」(7・二八六)について、全集本や新編全集本では「山背の久世の社の」と訳文している。ヤマシロという国名表記に原文で「開木代」が示されているのは元明天皇代の「好字二字」制(注9)以前の表記を残すものであり、訳文ではそれを消し去っていることになる。また、柿本人麻呂作歌の四五〜四九番歌において、その地名「アキノ」の表記は、全集本や新編

全集本では次のようになっていた。

軽皇子宿于安騎野時、柿本朝臣人麻呂作歌

(題詞原文、返点略)

……三雪落 阿騎乃大野尔……(1・四五、原文、部分)

阿騎乃野尔 宿旅人……(1・四六、原文、部分)

この箇所、新編全集本の訳文では次のようにしている(全集本も類同)。(訓ルビ表示は略した。)

軽皇子、安騎の野に宿らせる時に、柿本朝臣人麻呂が作る

歌(題詞、訳文)

……み雪降る 安騎の大野に……(1・四五、訳文)

安騎の野に 宿る旅人……(1・四六、訳文)

即ち、訳文では「安騎の(大)野」に統一表示されている(新大系本も類同)。しかし、原文では題詞での表記「安騎野」と歌句での表記「阿騎乃(大)野」に違いが存し、ここに歌句表記と題詞表記における表記レベルの差が存することが明確となる。別人の手による題詞表記であると言つて良い。こうした表記上の特性が訳文では捨象されてしまっているのである。

四、『土左日記』の場合

書名『土左日記』については、かつて言及したことがある。

こうした本文認識の問題は上代分野に限らないこと、言及した通りである。例えば、平安朝の研究者において、書名

ながら、平然と『土佐日記』と記しているケースについて、疑問を抱かないではいられない。この作品も原本は失われてしまっているが、原本に近い青谿書屋本系統はもとより

(大阪青山短期大学蔵の為家本も、他の写本においても『土佐日記』と記されている。この書名がいつの段階からの命名であるのか、判然としない点がないではないが、その国名は古くは「土左」であり、「土佐」に変えられたのは和銅六年(七三三)の好字令以降のことと推測されるが、なお現地では古名を慣習的に用いており(例えば『土左国風土記』逸文における諸事例)、この書名はその古い用字を反映している書名である。現今、残存する書名の手掛かりとしては『土左日記』しかなく、しかもそれは古い呼称に由来していることを考えれば、結論は自ずと明らかになる。もとより『土左日記』の書名を掲げる研究者も少なくはないことを存知しているが、なお『土佐日記』と記す論者が多いのが実情である。(注10)

地名「土左」の表記については、風土記逸文の作業過程で気付いたものである。この「土左」の用字については、『延喜式』や『倭名類聚抄』(高山寺本)でも用いられている。

土左・土佐の文字も混用され、平安時代中ごろになって土佐が一般的になったと思われる。(山本大氏、注11)

というものであり、書名『土左日記』はそうした用字背景を反映しているものと見るのがよい。と共に、「あかたのよとせい

とせはて」と日記冒頭部に記されている、任地を「あがた」と称している事例から、作者紀貫之の尚古の気概も含まれている表記となろう。

五、風土記の事例

次に、『風土記』逸文の事例を見てみよう。厳密には「逸文」ではなくて「残存本文」(注12)ということになるが、『塵袋』(注13)に見られるケースをここに掲げよう。

常陸國^{ヲホクシノツカ}大櫛岡^ニ云、所アリ風土記^ニ云ク上古^ニ有^レ人
躰極^{キハナク}長大也身居^テ丘壘之上^ニ手^ニ摎^{シム}海濱之^{ウヅリ}屨^ヲ其^ノ
所^ノ食貝積聚^テ成^レ岡^ト其^ノ踐跡^ヲ長^ク三十餘步廣^ク二
十餘步^ノ尻^ノ穴^ト倒耳^ト廿餘步許^ト云ヘリ

〔塵袋〕第五、十一丁オ

これに対応する現存の『常陸國風土記』は次の通りである。
有岡名曰大櫛上古有人躰極長大身居丘壘之上手盤其所食貝積聚成岡時人不朽之義今謂大櫛之岡其踐跡〔長卅餘步廣廿餘步尻穴住可廿余步許〕

(キッコ)で括った箇所は、原文は割注表示となっている。

(那賀郡「平津駅家」条)〔常陸國風土記〕松下見林本

これは面白い巨人伝承である。この箇所は、両書でその本文が何ヶ所か対立している。この詳細については別稿(注14)に譲り、今、問題にするのは、末尾の「尻穴住可廿余步許」(常陸

國風土記」と「尻穴徑耳廿餘歩許」(塵袋による復元本文の箇所である。この箇所の本文復元はその意味と関わって判断が困難であり、諸本を掲げると次のようになる。

尻穴徑耳廿餘歩許(塵袋による復元本文)

尻穴徑可廿餘歩許(菅本・武田本・松下本、注15)

尻穴趾可廿餘歩許(板本、注16)

尻穴徑可廿餘歩許

(大系本『風土記』注17・日本古典全書本『風土記』注18)

尻穴徑可廿餘歩許(新編全集本『風土記』注19)

この「徑・徑・住」とある箇所について考えたい。「板本」の「趾」は西野宣明の校訂に基づいた本文であり、ここでは無視する。

『塵袋』本文の「徑」の字は、本来は「かたい」(廣雅)とか「おろか」(正字通)「とどまる」(正字通)などという文字であるが、その右の「ワタリ」の傍訓が示している通り、ここは「徑」字の異体字形としてある。この「徑」としての「徑」から菅本・武田本・松下本の「住」字に変容したものであることがわかる。意味上からも「住」字では文脈に合致しなくて、「徑」字が良いと判断できる。大系本や日本古典全書本は旧字の「徑」とし、新編全集本は常用漢字の「徑」にしている。新編全集本の用字は、先に示したように常用漢字を採る方針になっていることによるものである。ただ、菅本・武田本・松下本の「住」字の存在は、その原姿が簡略な「徑」字の異体としての「徑」字であ

ったことを如実に物語っており、結果的に、新編全集本が採る常用漢字の「徑」がその原姿であったことになる。

こういうケースがあり、旧字が古姿原姿を示すものであるとは限らないことをあらためて確認しておきたい。即ちこの箇所の『風土記』本文は、「尻穴徑可廿餘歩許」(尻の穴は、徑二十餘歩ばかりそ。)と復元出来ることになる。尻の穴とは常時は閉じているものであり、ここは用便の直径の大きさを示したものと理解してよい。因みに天平尺(注20)による「二十歩」は、二九・七びとなる。

六、おわりに

以上、古典を研究して行く立場から、そのテキストについての現今の安易な傾向への危惧について言及した。私の研究から、その対象が上代を主とすることになったが、中古文学作品以下についても同じことが指摘出来る。例えば、大系本や新大系本では、漢字の読みについて校注者が付け加えたものはルビ中()で括られており、底本の用字は()を付けないルビ訓の形で残されている。従って容易に底本写本の姿が復元出来ることになっている。この点、全集本や新編全集本では、それが断ち切られてしまっていて、底本写本の姿を復元出来ない形になっている。いずれも、個々の校注者の問題ではなく、販売元の書肆の規範に拠るものである。研究上の大きな問題が販売と

いう側面から切り捨てられていることになる。

〔附記〕 本稿は、二〇〇六年六月二四日（土）に開催された

三重大学日本語学文学会大会における講演において、
同題で話した内容をまとめたものである。

【注】

1 高木市之助氏・五味智英氏・大野晋氏校注『萬葉集』一〜四（日本古典文学大系、岩波書店、一九五七年五月〜一九六二年五月）。

2 佐竹昭広氏・山田英雄氏・工藤力男氏・大谷雅夫氏・山崎福之氏校注『萬葉集』一〜四（新日本古典文学大系、岩波書店、一九九九年五月〜二〇〇三年一〇月）。

3 鶴久氏・森山隆氏編『萬葉集』補訂版（桜楓社、一九七七年五月）。初版は一九七二年四月。

4 佐竹昭広氏・木下正俊氏・小島憲之氏著『萬葉集 本文篇』補訂版（瑞書房、一九九八年二月）。初版は一九六三年六月。

5 小野田光雄氏「上代人の用いた嶋字について」（『古事記年報』四十八、二〇〇六年一月）。この『古事記年報』が会員に配布された本年五月には当稿を脱稿済であり、急遽この「注5」として小野田氏論考を補うこととなった。「嶋」字に関する小野田氏の二五五頁に互るこの詳細な調査報告（遺稿）の中で、同氏は、

らは「嶋」は極めて多いが「島」は無しと言っても過言でなく、中國・朝鮮には「嶋」は極めて少ない。（二八一頁）

と指摘されている。因みに同遺稿には、「二〇〇〇年十二月、八十九才三ヶ月」と記されている。

6 小島憲之氏・木下正俊氏・佐竹昭広氏校注・訳『萬葉集』一〜四（日本古典文学全集、小学館、一九七一年一月〜一九七五年一〇月）。

7 小島憲之氏・木下正俊氏・東野治之氏校注・訳『萬葉集』一〜四（新編日本古典文学全集、小学館、一九九四年五月〜一九九六年八月）。

8 東野治之氏『萬葉集』と木簡（『萬葉』一五八号、一九九六年七月、同氏『長屋王家木簡の研究』瑞書房、所収）。引用文中、「括弧」で括った引用は所収時の加筆箇所である。

9 「好字二字」制自体は、『続日本紀』巻第六の元明天皇による和銅六年（七二二）五月甲子条に見られる所謂「風土記撰録の命」の中には出て来ない。以下のことについては、「風土記の原形態について」（『國語と國文學』九七二号、二〇〇四年一月）で言及したことであるが、『続日本紀』記事は官符の全文ではなくて摘要であり、太政官符には明記されてははずである。それは『風土記』を検証することも帰納できるのであるが、文献上も『延喜式』に「凡、諸國部内、郡里等名、並用二字、必取嘉名」（卷十二「民部省式上」11「郡里名」）とあり、仙覚の『萬葉集註釋』も指摘するところであり（於國郡鄉村等、用二字用好字、元明天皇御宇和銅六年被召諸國風土記時事也）巻第一、四番歌奈、時雨亭本）、これらによって確認出来ることとなる。

10 廣岡義隆「国語国文学界の動向、上代「韻文」」（『文学・語学』一七

五号、二〇〇三年二月)。この中で、「一 本文について」として私は原本原姿を無視し、一般市民向けの本文に依拠して論じる傾向について問題提起をした。参照されたい。

なお大阪青山短期大学の為家本『土左日記』については、伊井春樹氏に論考がある。

伊井春樹氏「為家本『土左日記』について」『中古文学』七一号、二〇〇三年五月。

11 山本大氏「とさのくに」の項『國史大辭典』第十卷、吉川弘文館、一九八九年九月。

12 本誌掲載拙稿「風土記の「残存本文」について」を参照されたい。

13 山崎誠氏編『印刷自筆本重要文化財産袋とその研究』(勉誠社、一九八九年二月)。

14 廣岡義隆「風土記本文の復元について」(神田典城氏編『風土記の可能性』上代文学会叢書、笠間書院、二〇〇七年三月刊行予定)。

15 林崎治恵氏「常陸国風土記四本集成」上・中・下『風土記研究』一〇〇一―二号、一九九〇年一〇月―一九九一年六月による。該当箇所は、「中」(二一―号、一九九〇年一二月)。菅本は菅政友書写本(茨城県立歴史館蔵本)、武田本は武田祐吉旧蔵本(國學院大學蔵本)、松本本は松下

見林書写本(大東急記念文庫蔵本)である。

16 林崎治恵氏「常陸国風土記四本集成」(注14)による。板本は西野宣明校訂の『訂正常陸国風土記』であり、頭書及び付訓の付いた完形は、日本古典全集版『古風土記集』下巻(與謝野寛・正宗教夫・與謝野晶子編、朝日新聞社、一九二六年一月)で容易に見ることが出来る。

17 秋本吉郎氏校注『風土記』日本古典文学大系(岩波書店、一九五八年四月)。

18 久松潜一氏校註、小野田光雄氏再訂『風土記』上、日本古典全書(朝日新聞社、一九五九年一〇月)。

19 植垣節也氏校注・訳『風土記』新編日本古典文学全集(小学館、一九九七年一〇月)。

20 「天平尺」のことについては、新編日本古典文学全集『風土記』(前項)の「逸文」の部の頭注で示しておいた(四四六頁、頭注二)。

* 当稿中、「廻」の字については、「今昔文字鏡」によって示した。

「ひろおか よしたか 本学教員」